

福島県産業廃棄物税の概要及び施行状況について

令和 6 年 9 月 6 日
産 業 廃 棄 物 課

1 産業廃棄物税の概要

(1) 産業廃棄物税導入の経緯等

循環型社会の形成に向け、本県では、産業廃棄物の排出事業者や処理業者等の自主的な取り組みの促進や法令等に基づく規制的手法により施策の拡充を図ってきたが、これらの対策に加え、市場経済の原理に沿った手法、いわゆる経済的手法が循環型社会の形成に有効な手法であると考えられることから、産業廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）に搬入される産業廃棄物に課税する福島県産業廃棄物税条例（平成 17 年福島県条例第 4 号）を平成 18 年 4 月 1 日から施行した。

本条例については、施行から 5 年ごとに 3 回の検証（平成 22 年、平成 27 年、令和 2 年度）を行い、いずれにおいても適用期間を延長し、現在に至っている。

条例において、令和 7 年度末を目途として、条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、今回、令和 8 年度以降の産業廃棄物税のあり方について検討を行った。

○令和 6 年 5 月 20 日 諮問

○令和 6 年 5 月 31 日 環境審議会

（制度のあり方検討）

○令和 6 年 9 月 6 日 環境審議会

（制度のあり方、中間とりまとめ素案の検討）

(2) 税制度の概要

ア 目的

(ア) 産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を促進する。

(イ) 産業廃棄物税の税収を用いて、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等による減量化、適正処理の促進に関する施策をより一層推進する。

イ 納税義務者

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は産業廃棄物の中間処理業者

ウ 課税標準

県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

エ 税率

1,000 円 / トン

オ 徴収方法

(ア) 排出事業者又は中間処理業者が最終処分業者に最終処分を委託する場合は、最終処分業者による特別徴収（※）とする。

※ 特別徴収義務者として登録した者が納税義務者から税を徴収し、県

に納める制度。

(イ) 排出事業者又は中間処理業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合（自社最終処分）は、申告納付とする。

カ 課税の特例

(ア) 排出事業者が自社最終処分を行う場合は、重量に1/2を乗じたものを課税標準とする。

(イ) 排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合は、その超える部分については重量に1/2を乗じたものを課税標準とする。

キ その他

(ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定により、市町村等の一般廃棄物最終処分場で併せて処理される産業廃棄物は課税対象としない。

(イ) 産業廃棄物税は、本県が独自に導入した法定外目的税（※）である。

※ 特定の使用目的や事業の経費とするために、地方税法に定められていない税目を、各地方自治体が条例を定めて設ける税。

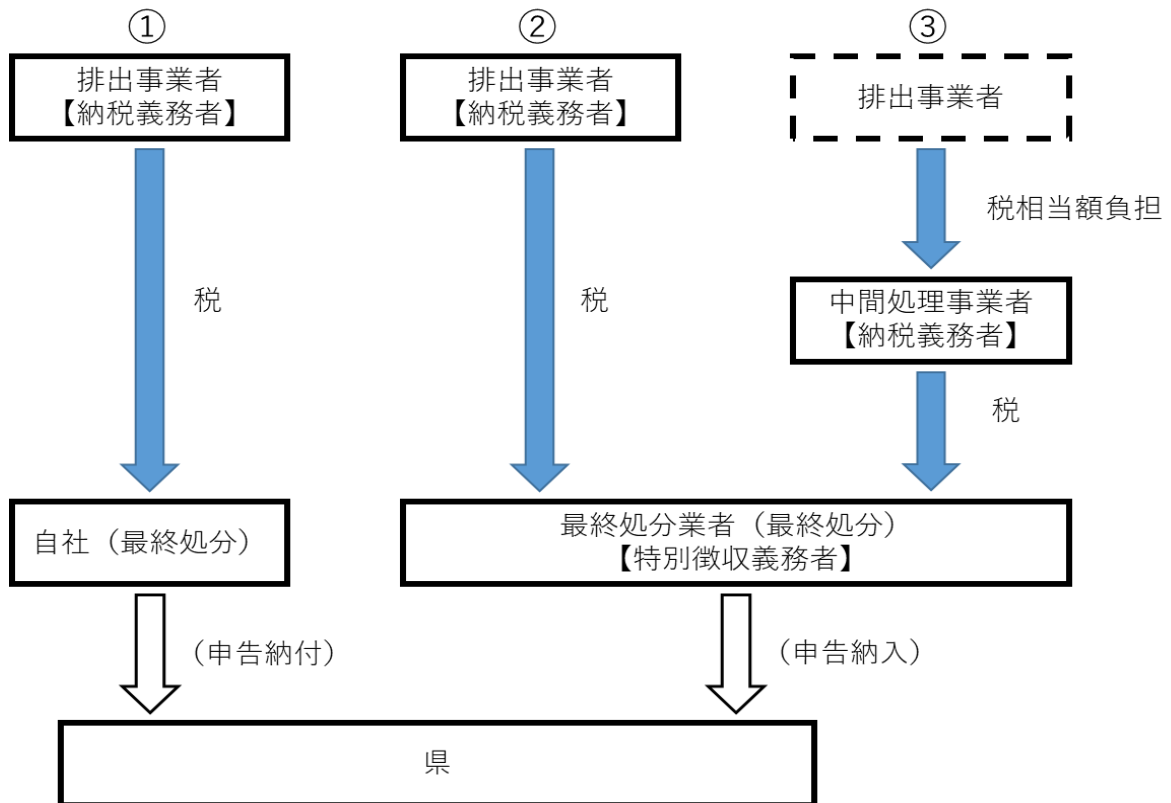


図1 税の仕組み図

(3) 他道府県における税制度

産業廃棄物に対する課税は、平成14年度に三重県が初めて導入して以来、令和4年8月時点で本県を含む27道府県で導入されている（詳細はP17～18）。また、東北地方では6県全てで導入されている。

産業廃棄物関係税を導入している27道府県のうち、排出事業者が年間排出量

から税額を計算して県に直接申告納付する方式（事業者申告納付方式）を採用しているのは2県のみであり、これ以外の道府県は最終処分業者等を特別徴収義務者とする方式（特別徴収方式）を採用している。

また、税率は、本県を含めた全27道府県において1トンあたり1,000円となっている。

現時点では、見直しを経て、全27道府県が制度を継続している。

2 本県の産業廃棄物の状況

(1) 県内排出量の状況

平成29年度以降、産業廃棄物の排出量は、緩やかにではあるが、減少傾向にある。

東日本大震災の復旧・復興工事が落ち着いたことにより、建設業からの排出量が減少していることに加え、令和元年以降では、新型コロナウイルスのまん延による景気低迷、水害、地震などの自然災害で工場等が被災し、稼働を停止したことなどが排出量の減少の一因になっていると考えられる。

県内の産業廃棄物の排出状況を種類別にみると、主たる産業廃棄物としては、汚泥、がれき類、ばいじんの順に多く、全体の約8割を占めている。

さらに、業種別にみると、製造業、電気・ガス・水道業、建設業で約9割となっている。

表1 県内の産業廃棄物の排出量状況

(単位：千トン)

	H18 2012年	H19 2013年	H20 2014年	H21 2015年	H22 2016年	H23 2017年	H24 2012年	H25 2013年	H26 2014年
産業廃棄物 排出量	8,632	8,469	8,334	8,218	7,994	7,454	8,052	8,490	8,320
	H27 2015年	H28 2016年	H29 2017年	H30 2018年	R元 2019年	R2 2020年	R3 2021年	R4 2022年	
産業廃棄物 排出量	7,936	7,333	7,844	7,822	7,722	7,498	7,457	7,134	

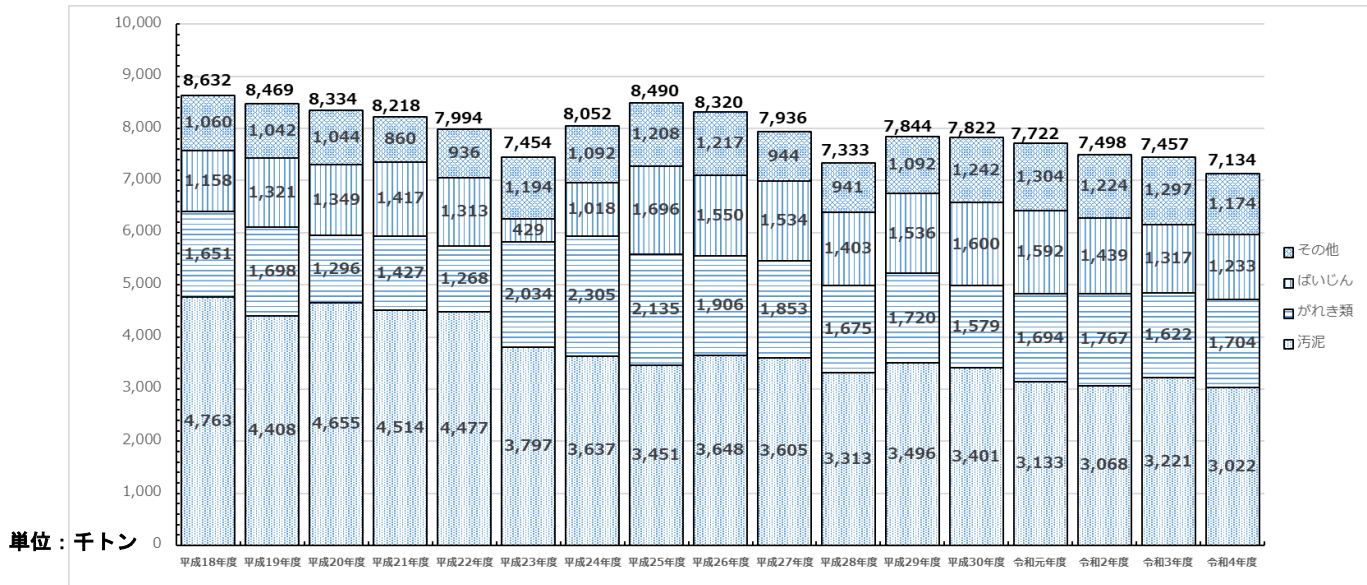


図2 産業廃棄物排出量の推移（種類別）

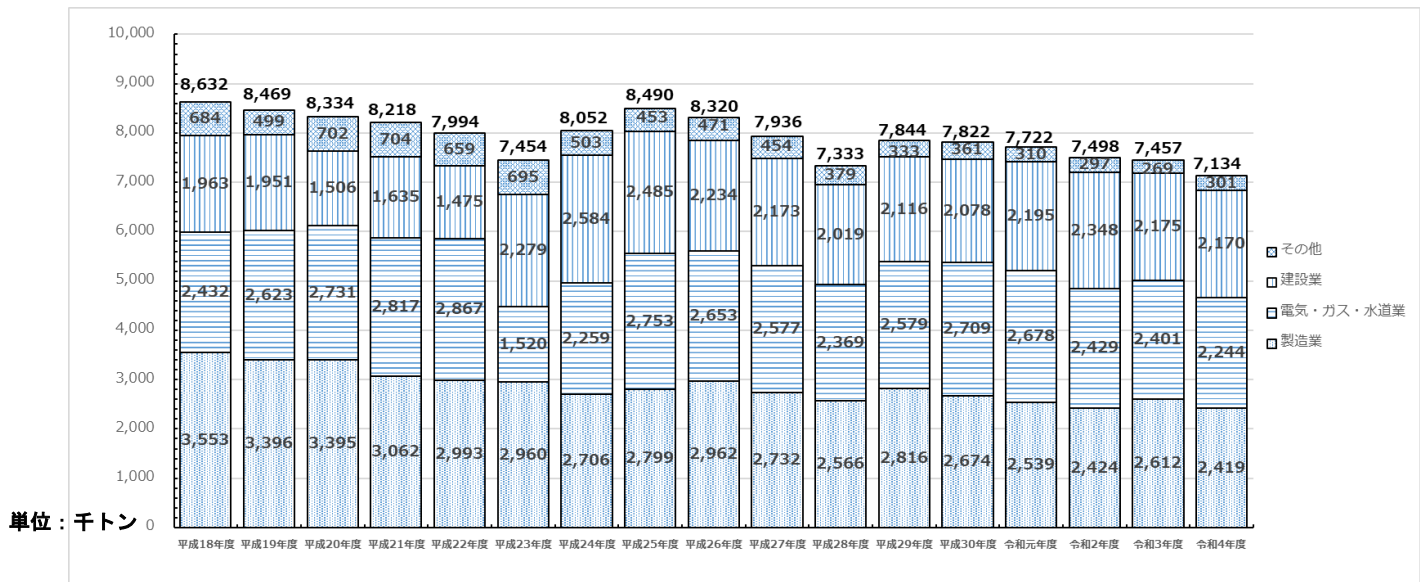


図3 産業廃棄物排出量の推移（業種別）

（2）県内最終処分量の状況

産業廃棄物の最終処分量については、平成24年度から平成28年度にかけて減少していたが、近年は横ばいで推移している。

産業廃棄物の種類別の最終処分量をみると、汚泥、ばいじんが減少傾向にある一方、廃プラスチック類は横ばいで推移している。

なお、業種別の最終処分量をみると、建設業、製造業、電気・ガス・水道業が全体の9割以上を占めており、電気・ガス・水道業が減少傾向にあるものの、建設業、製造業では、横ばいで推移している。

近年では、製造業、建設業からの汚泥の排出量が減少したことに加え、電気供給業（電気・ガス・水道業）から排出されるばいじんの再生利用が進んだことで最終処分量が減少したと考えられる。

一方で、廃プラスチック類については、平成29年度以降、諸外国が廃プラスチ

ック類の輸入を規制したことにより、国内での廃プラスチック類が滞留し、また、再生利用も飽和状態になっていることが最終処分量にも影響していると考えられる。

表2 県内発生 of 産業廃棄物の最終処分量

(単位：千トン)

	H18 2012年	H19 2013年	H20 2014年	H21 2015年	H22 2016年	H23 2017年	H24 2012年	H25 2013年	H26 2014年
産業廃棄物 最終処分量	613	696	800	718	726	523	961	835	681
	H27 2015年	H28 2016年	H29 2017年	H30 2018年	R元 2019年	R2 2020年	R3 2021年	R4 2022年	
産業廃棄物 最終処分量	570	471	541	573	509	511	643	615	

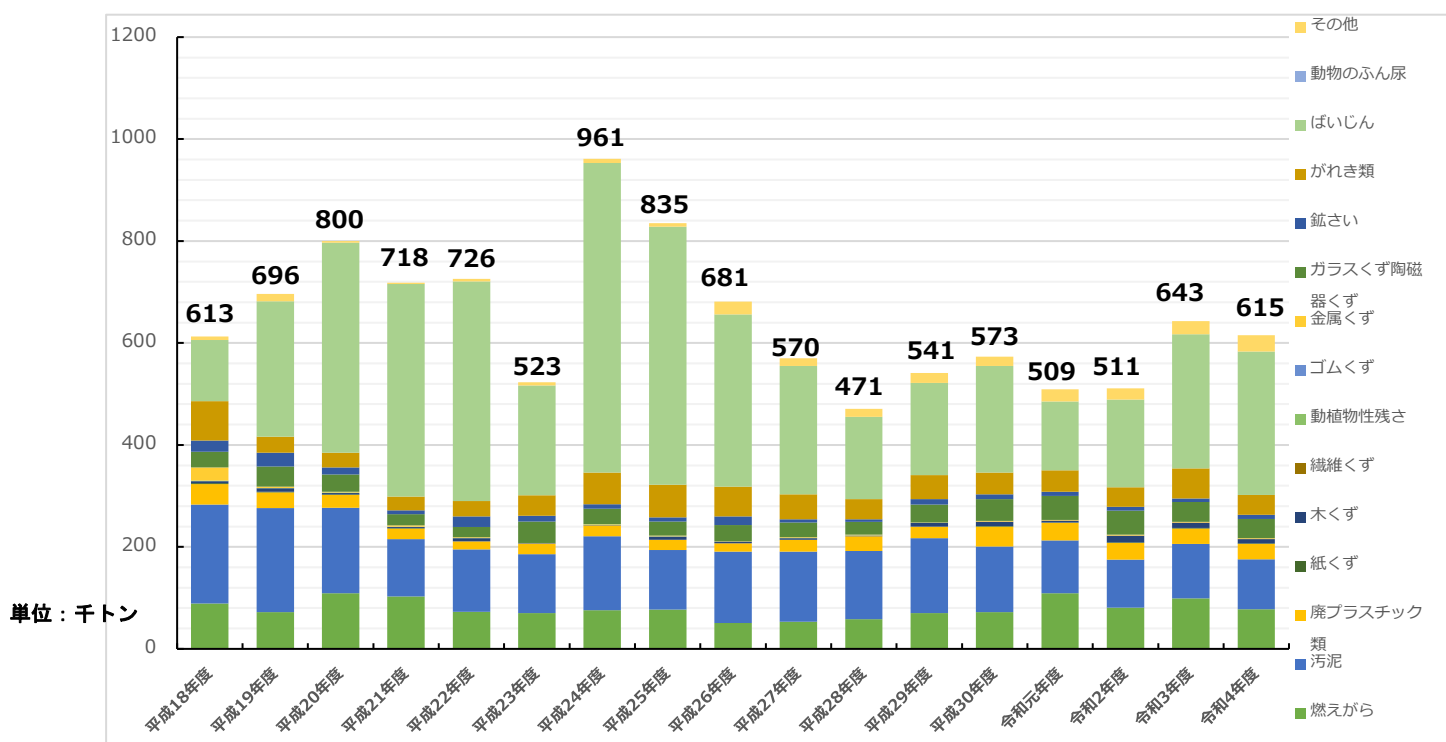


図4 産業廃棄物の最終処分量の推移 (種類別)

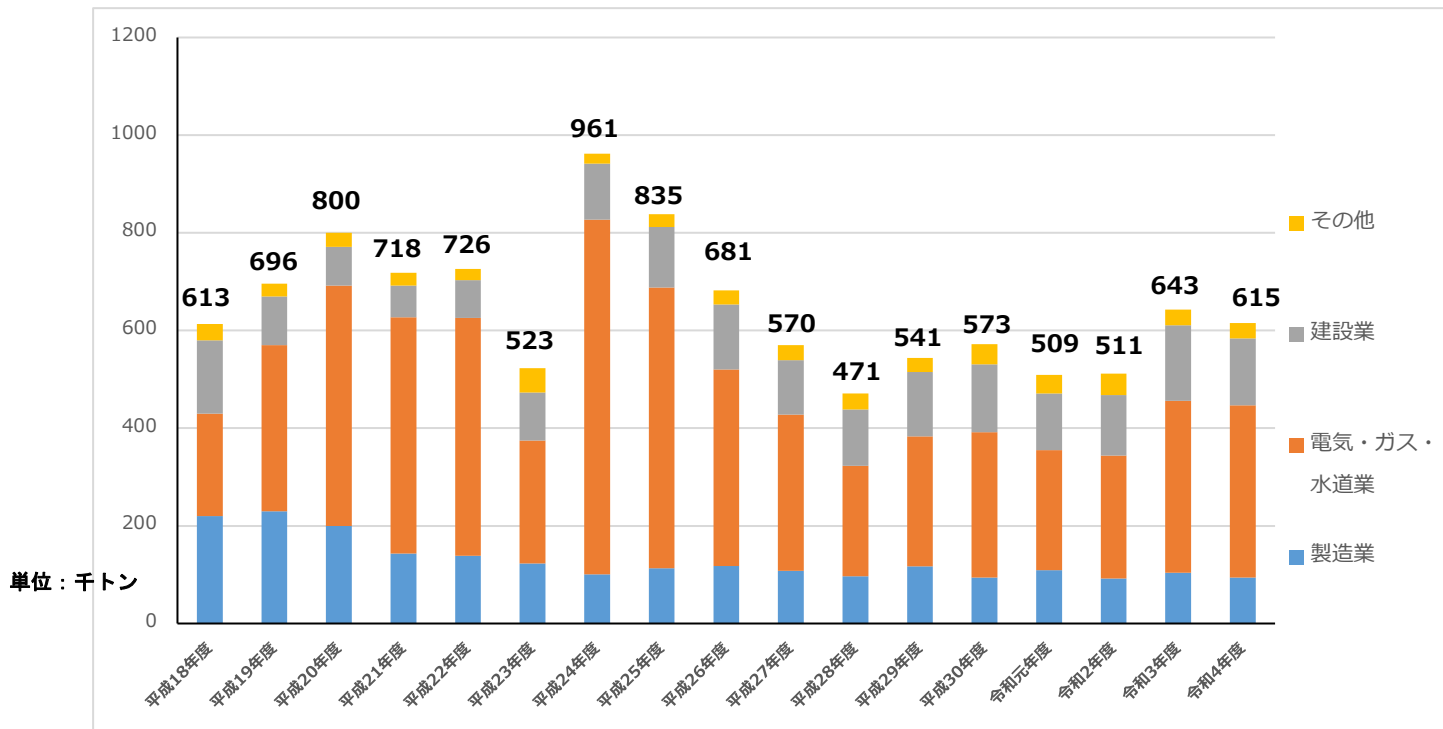


図5 産業廃棄物の最終処分量の推移（業種別）

3 産業廃棄物税の施行状況

(1) 納入・納付事業者数

納入・納付事業者数は、直近の令和5年度で、特別徴収義務者数(※1)が21、自社最終処分事業者数が10(※2)、特例納付事業者数(※3)が4となっている。

※1 特別徴収義務者とは、特別徴収により納税義務者から税を徴収し、県に納める事業者をいう。

※2 特例納付事業者でもある2者を除いている。

※3 特例納付事業者とは、課税標準の特例（年間最終処分量1万トンを超える場合は、その超える部分については重量に1/2を乗じたものを課税標準とする）を受けるために知事の承認を受けた事業者をいう。

(2) 税収等の推移

各年度の税収等は表3のとおりである。

平成22年度までは、年度毎の変動はあるものの概ね同程度で推移したが、平成23年度は震災により産業活動が停滞した影響などにより税収額が減少した。

平成24年度は産業活動の再開及び災害復旧・復興工事などにより税収額が増加し、その後減少傾向にあったが、平成29年度、平成30年度は緩やかに増加した後、再度減少傾向に転じ、令和4年度からあらためて上昇した。

なお、会計処理の透明性を確保するため、産業廃棄物税基金（福島県産業廃棄物税基金条例（平成18年福島県条例第15号））を設け、管理している。

表3 産業廃棄物税の推移

(単位：千円)

年度	H18	H19	H20	H21	H22
税収額 ①	379,567	570,641	604,211	497,557	580,828
積立額 ②	353,164	531,493	564,020	463,769	555,601
事業充当額 ③	206,956	301,077	537,297	497,900	496,841
基金残高 ④	146,208	376,624	403,347	369,216	427,976

年度	H23	H24	H25	H26	H27
税収額 ①	470,554	765,997	706,742	636,854	594,811
積立額 ②	438,187	713,015	658,495	592,658	553,845
事業充当額 ③	295,888	402,832	622,833	657,746	707,983
基金残高 ④	570,275	880,458	916,121	851,033	696,895

年度	H28	H29	H30	R元	R2
税収額 ①	468,806	476,350	518,167	477,022	438,144
積立額 ②	437,202	468,789	483,427	443,974	467,650
事業充当額 ③	406,549	430,631	434,585	422,248	525,552
基金残高 ④	727,548	765,706	814,548	836,274	778,372

年度	R3	R4	R5	R6(当初予算)
税収額 ①	416,800	418,748	450,312	435,000
積立額 ②	382,969	393,368	418,741	404,572
事業充当額 ③	573,361	550,714	473,971	496,869
基金残高 ④	587,980	430,634	375,404	283,107

※④＝②－③＋前年度の基金残高

(3) 事業者別の税収状況

表3で示した税収額のうち、特別徴収義務者、課税の特例を受ける自社処分事業者及び特例納付事業者ごとの税収の推移は表4のとおりである。

自社処分事業者の納税額は平成19年度の約390万円から令和5年度には約70万円に減少しており、全体の税収額に占める割合は小さい。

また、特例納付事業者の納税額は、東日本大震災による産業活動の停滞などにより減少した後、石炭火力発電所から排出される「ばいじん」の再生利用が進まなかったことなどによる増加がみられたが、その後の「ばいじん」の再生利用の進展により減少傾向にあり、過去最大だった平成24年度の約3億4千万円から、直近の令和5年度には約1億7千万円に減少した。全体の税収額に占める割合も一時は低下したが、近年は上昇している。

表4 産業廃棄物税の推移（調定額ベース）

（単位：千円）

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
特別徴収義務者	282,916	413,483	376,276	289,104	329,482	373,150	402,112
自社処分業者(※)	5,794	3,864	4,013	3,029	3,702	2,394	1,882
特例納付事業者	90,857	153,293	223,922	205,424	260,534	104,230	340,061
合計	379,567	570,640	604,211	497,557	593,718	479,774	744,055

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
特別徴収義務者	402,872	463,152	414,417	351,532	351,878	373,658	334,579
自社処分業者(※)	1,784	1,883	2,649	2,351	2,480	1,954	2,600
特例納付事業者	302,086	172,539	177,746	114,929	121,987	142,556	139,843
合計	706,742	637,574	594,812	468,812	476,345	518,168	477,022

年度	R2	R3	R4	R5
特別徴収義務者	325,938	280,856	291,101	275,068
自社処分業者(※)	1,819	1,611	1,277	737
特例納付事業者	110,387	134,333	126,370	174,507
合計	438,144	416,800	418,748	450,312

※特例納付事業者を除く

（４）充当事業の実績

ア 産業廃棄物税を活用した前回見直し以降の目的別の事業充当額と事業数は表5のとおりである（詳細はP19）。

表5 目的別の事業充当額と事業数

（単位：千円）

年度 目的	R1	R2	R3	R4	R5	5力年合計
産業廃棄物排出量の抑制	53,207 10事業	96,951 12事業	78,510 14事業	90,050 13事業	62,235 10事業	380,953 59事業
リサイクル(物質循環)の推進	42,991 5事業	61,818 6事業	96,398 4事業	61,982 4事業	46,988 4事業	310,177 23事業
産業廃棄物の適正処理の推進	193,361 7事業	189,343 6事業	201,958 8事業	208,881 8事業	199,178 7事業	992,721 36事業
産業廃棄物処理業の振興	5,918 1事業	0 0事業	5,456 1事業	9,583 1事業	12,687 1事業	33,644 4事業
産業廃棄物処理施設の 整備促進	19,030 2事業	17,406 2事業	39,990 2事業	33,265 2事業	27,559 2事業	137,250 10事業
産業廃棄物に関する 県民理解の促進	107,585 7事業	159,858 8事業	151,049 6事業	146,953 7事業	125,324 7事業	690,769 35事業
その他産廃税の目的に 適合する事業	156 1事業	176 1事業	0 0事業	0 0事業	0 0事業	332 2事業
合計	422,248 33事業	525,552 35事業	573,361 35事業	550,714 35事業	473,971 31事業	2,545,846 169事業

イ 令和5年度からの5カ年で、産業廃棄物税を活用した主な事業は次のとおりである。

産業廃棄物排出量の抑制

380,953千円

○産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業（生活環境部）

排出事業者が排出抑制等を目的として行う、施設や設備の整備について、令和元年度から令和5年度までの5カ年で6事業者に対し、69,544千円の補助金を交付した。

また、産業廃棄物処理施設への高度な処理技術導入や維持管理等のための調査研究に対しての補助金（1事業者に対し、762千円）を交付した。

○産業廃棄物排出処理状況確認調査事業（生活環境部）

産業廃棄物の適正処理等を推進するため、毎年、県内の産業廃棄物の発生から最終処分までの状況を調査し、公表した。

リサイクル（物質循環）の推進

310,177千円

○エコ・リサイクル製品普及拡大事業（生活環境部）

産業廃棄物等ごみの減量化と再資源化等廃棄物の有効利用を進めるため、エコ・リサイクル製品の認定、普及啓発等に総合的に取り組んだ。

令和元年度から令和5年度までの5カ年でエコ・リサイクル製品24件を認定し、令和6年3月31日現在で50件（26事業者）となっている。

エコ・リサイクル製品には、石炭灰や銅スラグを使用した側溝等の土木用製品、製材端材等を使用した合板等の建築用製品などがある。

○環境にやさしいモデル工事推進事業（土木部）

省エネルギー、省資源、リサイクル、生態系保全の4つをキーワードとした建設資材を使用するモデル工事を行う事により、環境資材の使用機会を拡大し、認識を高めた。

令和元年度から令和5年度までの5カ年で県公共工事で石炭灰や銅スラグを使用した側溝などの環境資材を使用した。

○紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業（生活環境部）

猪苗代湖の水質を復活させ、未来の世代に継承していくため、県民が一丸となった水環境保全に向けた活動を推進した。県民と漂着ごみの回収等を行うことで意識啓発を行ったり、刈り取った水生植物を有効利用したりすることにより地域の資源循環を推進した。

令和3年度に整備したヒシ刈取船を令和4年度から運用し、水環境保全の取組を強化した。

産業廃棄物の適正処理の推進

992,721千円

○不法投棄防止総合対策事業（生活環境部）

産業廃棄物不法投棄監視員や監視カメラの設置など、不法投棄の未然防止対策の強化、早期発見体制の充実を図るとともに、不法投棄防止活動を行っている団体に補助金を交付するなど不法投棄防止のための総合的な対策を実施した。

県内各市町村に不法投棄監視員を配置して年間約3,000日の監視活動を行ったほか、不法投棄防止の啓発活動を行った8団体に補助金を交付するなどの事業を実施した。

平成19年度以降、産業廃棄物の不法投棄件数は概ね横ばいとなっている。

○産業廃棄物業者情報提供環境整備事業（生活環境部）

産業廃棄物処理業者等情報管理システムを構築し処理業者の許可情報をインターネット上で公開することにより、排出事業者が安心して廃棄物の処理を委託できる環境を整えた。

○ダイオキシン類等有害物質安全確認調査事業（生活環境部）

産業廃棄物最終処分場に埋め立てされる燃え殻及び処分場からの放流水に含まれるダイオキシン類の濃度調査を行った。

令和元年度から令和5年度までの5カ年で、放流水を91施設で調査した。

○産業廃棄物税交付事業（生活環境部）

中核市（福島市、郡山市、いわき市）が行う、産業廃棄物税の目的に合致した事業の実施に対し、交付金を交付した。

○産業廃棄物不適正処理監視強化事業（警察本部）

県民の日常生活に直結する犯罪を取り締まるため、徹底した捜査活動を推進することを目的として、廃棄物処理法違反事件への対応に必要な資機材を警察本部及び各警察署に配備した。

産業廃棄物処理業の振興

33,644千円

○産業廃棄物処理業総合支援事業（生活環境部）

産業廃棄物処理業務を担う人材の確保や育成、産業廃棄物の処理に関する住民理解の促進を図る取組に対し補助を行った。

○産業廃棄物処理業務研修会開催事業（生活環境部）

産業廃棄物排出事業者及び処理業者を対象に、産業廃棄物の適正処理に係る基礎的な知識や関係法令の最新の改正内容に関する研修会を開催した。

産業廃棄物処理施設の整備促進

137,250千円

○ダイオキシン類発生源総合調査事業（生活環境部）

産業廃棄物焼却施設等のダイオキシン類発生源施設の立入調査を実施し、事業者に対する当該施設の適正管理等の指導を実施した。また、当該施設による環境への影響を確認するため、環境中の大気や水質等の調査を実施した。

○アスベスト含有産業廃棄物飛散防止対策事業（生活環境部）

石綿含有廃棄物処理施設や建築物解体工事現場等の周辺及び一般環境の大気中アスベスト濃度を測定し、アスベストの飛散状況を把握し、事業者への指導を行う等により健康被害の防止を図った。

産業廃棄物に関する県民理解の促進

690,769千円

○PCB廃棄物適正処理促進業務（生活環境部）

PCB廃棄物等が処分期間内に確実に処分されるよう、県内の工場・事業場やPCB廃棄物保管事業者等に対してアンケート調査による実態把握や立入検査を実施した。

（処分期間：トランス等は令和3年度、安定器等は令和4年度、低濃度PCB廃棄物は令和8年度）

○環境教育等促進事業（環境教育副読本作成事業）（生活環境部）

小学5年生を対象とした環境教育に関する副読本を作成し、県内の学校への配布、授業における活用等を通じ、廃棄物の適正処理に関する理解の促進を図った。

○オールふくしまECO推進プロジェクト（生活環境部）

県民一人あたりのごみ排出量の削減を含めた環境意識の啓発及び具体的実践の取組を促進するため、スマートフォンアプリを活用したキャンペーンを実施し、県民全体に対しての啓発を図った。

○環境創造センター運営事業（生活環境部）

原子力災害からの環境回復を進め、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するため、「モニタリング」、「調査研究」、「情報収集・発信」及び「教育・研修・交流」の取組を総合的に実施した。

その他産業廃棄物税の目的に適合する事業

332千円

○産業廃棄物税管理事業（生活環境部）

本県において平成18年度から導入している産業廃棄物税について、制度見直しのための環境審議会を開催した。

(5) 排出事業者等へのアンケート結果

産業廃棄物税の認知度や効果等を把握するため、税を負担している県内の排出事業者等に福島県かんたん申請・申込システムにより調査を行った。その結果、現在の税制度に対する理解は概ね得られており、事業者への排出抑制・再生利用促進の意識付けの効果は一定程度あることがうかがえた。

時期 令和6年4月

対象 排出事業者 99者

処理業者 529者

① 産業廃棄物税について知っていましたか。

	(排出事業者)	(処理業者)
・ 税制度や導入目的を知っていた	46%	45%
・ 税制度は知っていたが、導入目的は知らなかった	26%	28%
・ 税制度を知らなかった	28%	27%

② 課税により排出抑制や再生利用の促進に効果があると思いますか。

	(排出事業者)	(処理業者)
・ 効果がある／多少効果がある	63%	62%
・ 効果はない／効果はあまりない	37%	38%

③ 産業廃棄物の排出抑制・再生利用等が促進されましたか。

	(排出事業者)	(処理業者)
・ 促進された	59%	57%
・ 促進されなかった	32%	31%

④ 自社処分又は委託による最終処分量の変化はありましたか。

	(排出事業者)	(処理業者)
・ 減少した／やや減少した	37%	32%
・ 増加した／やや増加した	18%	6%

(6) 自社最終処分事業者へのアンケート結果

自社最終処分事業者10者のうち令和5年度に産業廃棄物税の納税実績があった5者を対象に郵送により調査を行った。その結果、令和元年度から最終処分量は変化無しまたは減ったとの回答であり、また多くの事業者で再生資源化等により最終処分量削減に取り組んでいた。

時期 令和6年5月

対象 自社最終処分事業者（令和5年度産業廃棄物税納付業者） 5者

表6 自社最終処分事業者へのアンケート調査結果

事業者名 質問	A社	B社	C社	D社	E社
【問1】 現在、貴社の自社最終処分場の稼働状況について	稼働中	稼働中	稼働中	埋立終了 (令和5年12月30日)	稼働中
【問2】 令和元年度からの自社最終処分場における処分量の推移について	減った	減った	変化なし (産廃税導入前よりは減少)	変化なし (産廃税導入前よりは減少)	変化なし (産廃税導入前よりは減少)
【問3】 最終処分量削減のため、「現在行っている取組」及び「今後検討している取組」について	【現在行っている取組】 ・リサイクル化	【現在行っている取組】 ・再資源化の検討に取り組んでいる。 ・排出の抑制(製品ロス削減等)の検討	【現在行っている取組】 ・汚水の発生抑制に取り組んでいる。	【現在行っている取組】 なし	【現在行っている取組】 ・可能な限り有効利用可能な許可業者へ外部委託し、単純焼却および埋立処分量を低減させている。
	【検討している取組】 ・歩留り向上、リサイクル率アップ	【検討している取組】 同上	【検討している取組】 特になし	【検討している取組】 なし	【検討している取組】 ・廃棄物の有効利用を継続するために、廃棄物の品質維持および向上させる新たな設備の導入を検討している。
【問4】 最終処分量の今後の見込み(計画量等)について	・減少する見込み	・最終処分量削減への取組等により減らしていきたいと考えている。	・毎年度、生産量に大きな変化がないため、排出量も昨年度と同程度となる見込。	なし	・有効利用可能な許可業者への委託および廃棄物の発生抑制に努め、ほぼ横ばいを見込む。

(7) 特例納付事業者へのヒアリング調査結果

特例納付事業者4者を対象にヒアリング調査を行った。全ての事業者で再生資源化等により最終処分量削減に取り組んでおり、埋立量削減に課題がある中でも、更なる削減を進めようと検討していた。

時期 令和6年7月

対象 特例納付事業者 4者

表7 特例納付事業者へのヒアリング調査結果

質問	事業者名	F社	G社	H社	I社
特例制度について		継続希望	継続希望	継続希望	継続希望
埋立量の削減が難しい理由について		<ul style="list-style-type: none"> ・セメント原料需要の減少に伴う、再生利用量の減少。 ・悪天候による石炭灰輸送停止。 ・石炭灰の排出量の多い時期と、再生利用先であるセメント需要の多い時期が合わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・セメント原料需要の減少に伴う、再生利用量の減少。 ・石炭灰の排出量の多い時期と、再生利用先であるセメント需要の多い時期が合わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生利用が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・セメント原料需要の減少に伴う、再生利用量の減少。 ・悪天候による石炭灰輸送停止。 ・石炭灰の排出量の多い時期と、再生利用先であるセメント需要の多い時期が合わない。
埋立量削減の取組について		【現在行っている取組】 <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化（セメント原料）の実施。 	【現在行っている取組】 <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化（セメント原料）の実施。 	【現在行っている取組】 <ul style="list-style-type: none"> ・歩留まりの改善による、廃棄物排出量の削減。 	【現在行っている取組】 <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化（セメント原料、土木資材）の実施。
		【今後検討している取組】 <ul style="list-style-type: none"> ・セメント需要が高くなる時期まで、石炭灰の一次保管。 	【今後検討している取組】 <ul style="list-style-type: none"> ・セメント需要が高くなる時期まで、石炭灰の一次保管。 	【今後検討している取組】 <ul style="list-style-type: none"> ・セメント原料化 	【今後検討している取組】 <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・制度廃止時は、電気料金に転嫁する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度廃止時は、電力単価に影響するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立廃棄物を多く排出している事業を、今後、廃止する予定。 	

(8) 併せ産廃の状況調査結果

県内の全市町村及び一部事務組合を対象にアンケート調査を行った。8自治体において併せ産廃を受け入れているとの回答があり、うち5自治体で併せ産廃の受入量を把握していたが、残りの3自治体では産業廃棄物と一般廃棄物の区分等を行っていないため把握できておらず、また、焼却処理等後の埋立量を把握している自治体は1自治体のみであった。また、3自治体では受入中止を検討しているとの回答があった。

時期 令和6年7月

対象 県内市町村・一部事務組合（55自治体から回答）

併せ産廃の受入自治体 8自治体

福島市、郡山市、三春町、伊達地方衛生処理組合、
安達地方広域行政組合、石川地方生活環境施設組合、
会津若松地方広域市町村圏整備組合、
喜多方地方広域市町村圏組合

問1 併せ産廃を受け入れているか

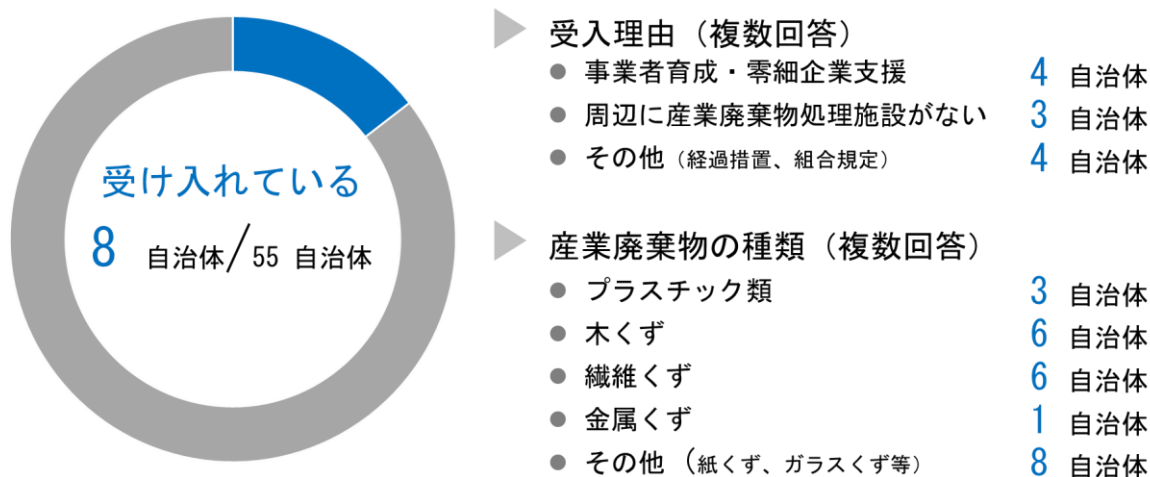


図6 併せ産廃の受入状況

問2 受入量を把握しているか

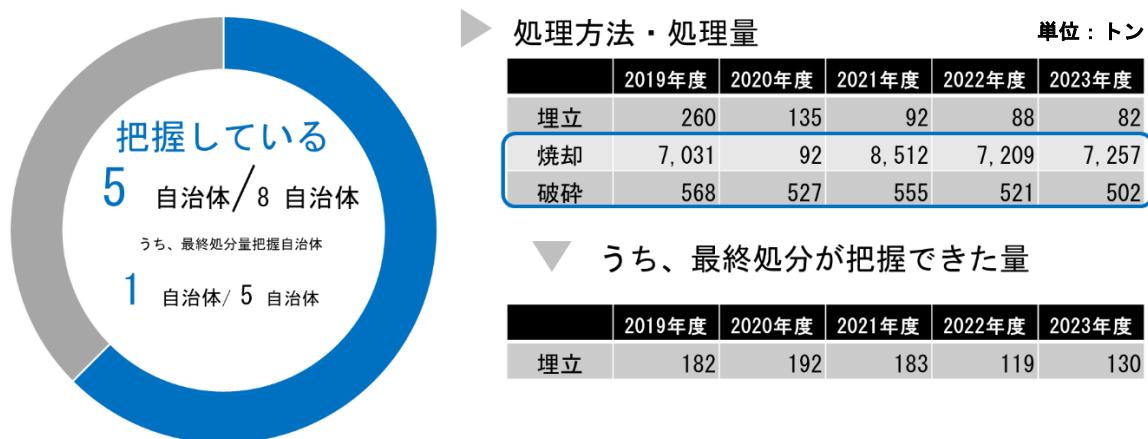


図7 併せ産廃の受入量の把握状況

問3 受入を中止する予定はあるか

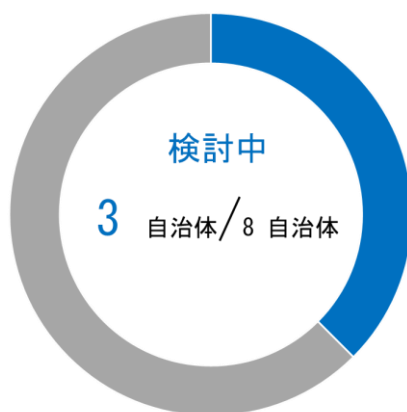


図8 今後の併せ産廃の受入予定

他道府県における産業廃棄物税の概要

令和6年4月現在

道府県名	施行年月日	名称	課税方式	税額等(円/t)	免税等の状況	自社処分に対する課税の有無	見直し等の内容
北海道	平成18年10月1日	循環資源利用促進税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
青森県	平成16年1月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
岩手県	平成16年1月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
宮城県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
秋田県	平成16年1月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入は250円/t	課税	制度継続
山形県	平成18年10月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
福島県	平成18年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分場への搬入及び年間最終処分量が1万t超の部分については課税標準を1/2	課税(軽減あり)	制度継続
新潟県	平成16年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
愛知県	平成18年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分は500円/t	課税(軽減あり)	制度継続
三重県	平成14年4月1日	産業廃棄物税	事業者申告納付方式	※1,000	・年間搬入量1000t未満は免税	課税	制度継続
滋賀県	平成16年1月1日	産業廃棄物税	事業者申告納付方式	※1,000	・年間搬入量500t未満は免税	課税	制度継続
京都府	平成17年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
奈良県	平成16年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
鳥取県	平成15年4月1日	産業廃棄物処分場税	最終処分業者特別徴収方式	1,000	・公共下水道から生じた汚泥、その燃えがら等は非課税	非課税	制度継続
島根県	平成17年4月1日	産業廃棄物減量税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
岡山県	平成15年4月1日	産業廃棄物処理税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	制度継続
広島県	平成15年4月1日	産業廃棄物埋立税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		非課税	制度継続
山口県	平成16年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		非課税	制度継続

道府県名	施行年月日	名称	課税方式	税額等(円/t)	免税等の状況	自社処分に対する課税の有無	見直し等の内容
愛媛県	平成19年4月1日	資源循環促進税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分は500円/t ・他者処分場の設置費用負担者は750円/t	課税(軽減あり)	制度継続
福岡県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入※1,000 焼却施設への搬入800	・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている焼却施設への搬入等は免税	課税	制度継続
佐賀県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている焼却施設への搬入等は免税		制度継続
長崎県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている焼却施設への搬入等は免税		制度継続
熊本県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・指定副産物(石炭灰に限る)の埋立処分は税額の1/4を減免 ・自社処分(管理型最終処分場)は税額の1/4を減免	課税(軽減あり)	制度継続
大分県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入※1,000 焼却施設への搬入800	・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている焼却施設への搬入等は免税 ・年間搬入量1万t超は税率軽減	課税	制度継続
宮崎県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている焼却施設への搬入等は免税		制度継続
鹿児島県	平成17年4月1日	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている焼却施設への搬入等は免税		制度継続
沖縄県	平成18年4月1日	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分(管理型最終処分場)は、重量の1/4を控除 ・最終処分業者設置の最終処分場がない離島で発生した産業廃棄物を市町村が設置した最終処分場に搬入する場合免税	課税(軽減あり)	制度継続

(注) 税額の※は減免等があるもの

令和6年法定外税の状況(総務省)、令和4年愛媛県調査結果、各自治体HPの情報等を基に作成

産業廃棄物税充当事業一覧(R1～R5)

(単位:千円)

部局名	事業名	R1決算額	R2決算額	R3決算額	R4決算額	R5決算額	5力年合計
1 産業廃棄物排出量の抑制		53,207	96,951	78,510	90,050	62,235	380,953
生活環境部	産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業	14	33,370	12,328	20,115	7,604	73,431
生活環境部	産業廃棄物排出処理状況確認調査事業	22,172	23,114	24,876	25,246	26,464	121,872
生活環境部	海岸漂着物等地域対策推進事業		637	555	4,822	402	6,416
生活環境部	ごみ減量化推進プロジェクト			13,547	11,839	6,324	31,710
生活環境部	食品ロス削減推進計画策定事業		17,419				17,419
生活環境部	食品ロス削減推進事業	7,806	6,192	10,995	2,910	2,513	30,416
生活環境部	3R総合推進事業	5,112					5,112
生活環境部	環境保全対策推進事業	1,580	228	371	39	21	2,239
生活環境部	ふくしまエコオフィス推進事業	4,453	4,247	3,033	3,162	2,208	17,103
生活環境部	未来を創る子どもたちの省エネ意識向上事業	1,892	2,482	2,754	2,227		9,355
生活環境部	地球温暖化対策事業	6,114	5,767	6,687	12,025	10,686	41,279
生活環境部	地球にやさしいふくしまライフスタイル普及啓発事業	1,564	739	864			3,167
商工労働部	セルロースナノファイバー複合材料の開発	2,500	2,011	1,086			5,597
商工労働部	太陽光発電の直流電源直接利用によるめっき廃液処理システムの開発・実用化研究		745	795	1,044		2,584
農林水産部	豚の安定生産・高付加価値化技術の開発			480	959	903	2,342
農林水産部	環境と共生する農業再生事業(農業用使用済プラスチック適正処理推進事業)			139	798		937
農林水産部	畜産環境整備事業(家畜排せつ物等循環利用促進事業)				4,864	5,110	9,974
2 リサイクル(物質循環)の推進		42,991	61,818	96,398	61,982	46,988	310,177
生活環境部	福島県内における資源回収量に係る実態調査	5,831	5,216	3,354	3,366		17,767
生活環境部	エコ・リサイクル製品普及拡大事業	7,948	5,656	8,515	9,450	9,315	40,884
生活環境部	紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業	7,325	5,716	64,614	35,126	29,219	142,000
生活環境部	猪苗代湖流域内資源循環支援モデル事業		23,942				23,942
商工労働部	産業廃棄物減量化・再資源化技術支援事業(廃棄太陽電池パネルの銅配線回収技術の開発)					954	954
農林水産部	大吟醸酒粕給与豚肉の生産確立事業	1,900	798				2,698
土木部	環境にやさしいモデル工事推進事業	19,987	20,490	19,915	14,040	7,500	81,932
3 産業廃棄物の適正処理の推進		193,361	189,343	201,958	208,881	199,178	992,721
生活環境部(危機管理部)	不法投棄防止総合対策事業	130,547	132,977	141,818	150,259	143,443	699,044
生活環境部	産業廃棄物業者情報提供環境整備事業	2,220	1,876	2,243	1,221	1,688	9,248
生活環境部	ダイオキシン類等有害物質安全確認調査事業	2,281	2,368	2,393	1,329	2,198	10,569
生活環境部	産業廃棄物税交付事業	45,063	46,000	46,000	43,943	42,737	223,743
生活環境部	災害廃棄物対策・理解促進事業	7,040		1,078	2,008		10,126
生活環境部	事業場等水質保全対策事業	3,140	3,000	3,299	4,567	3,781	17,787
生活環境部	水環境調査指導費	3,070	3,122	3,158	4,018	3,944	17,312
警察本部	産業廃棄物不適正処理監視強化事業			1,969	1,536	1,387	4,892
4 産業廃棄物処理業の振興		5,918	0	5,456	9,583	12,687	33,644
生活環境部	産業廃棄物処理業務研修会開催事業	5,918		5,456			11,374
生活環境部	産業廃棄物処理業総合支援事業				9,583	12,687	22,270
5 産業廃棄物処理施設の整備促進		19,030	17,406	39,990	33,265	27,559	137,250
生活環境部	ダイオキシン類発生源総合調査事業	17,123	15,511	16,661	13,757	11,956	75,008
生活環境部	アスベスト含有産業廃棄物飛散防止対策事業	1,907	1,895	23,329	19,508	15,603	62,242
6 産業廃棄物に関する県民理解の促進		107,585	159,858	151,049	146,953	125,324	690,769
生活環境部	PCB廃棄物適正処理促進業務	49,295	86,954	73,755	50,865	42,100	302,969
生活環境部	産業廃棄物処理施設等理解促進支援事業	4,670	4,631				9,301
生活環境部	産業廃棄物最終処分場理解促進支援事業	730	849				1,579
生活環境部	環境教育等促進事業(環境教育副読本作成事業)	2,409	2,410	2,428	4,767	1,799	13,813
生活環境部	オールふくしまECO推進プロジェクト		16,850	18,636	25,392	21,350	82,228
生活環境部	環境創造センター管理運営事業	42,106	39,969	43,624	46,773	45,011	217,483
生活環境部	ふくしま消費者市民社会推進事業				6,965	7,826	14,791
生活環境部	ふくしま子ども自然環境学習推進事業	5,911	5,307	9,793	8,451	2,948	32,410
生活環境部	化学物質安全・安心社会づくり促進事業	2,464	2,888	2,813	3,740	4,290	16,195
7 その他産廃税の目的に適合する事業		156	176	0	0	0	332
生活環境部	産業廃棄物税管理事業	156	176				332